

一般競争入札 公告

韮崎市公告第 3 号

韮崎市が発注する次の案件は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 5 日

韮崎市長 内藤 久夫

I 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項

【 入札事項 1 】

件名	橋梁点検及び修繕詳細設計業務委託（中央自動車道跨道橋 3 橋）		
契約番号	5022003188		
履行場所	韮崎市穂坂町地内		
入札の概要	1	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁定期点検業務（橋梁 3 橋） 1) 業務計画書の作成 2) 事前調査（既存資料の収集整理・現地調査） 3) 点検調査（現場） 4) 損傷状況の把握・対策検討 5) 健全性の診断 6) 取りまとめ（報告書作成含む） 7) 打合せ ・ 詳細設計業務（橋梁 3 橋） 1) 横桁補修設計（3 橋） 2) 主桁補修設計（3 橋） 3) 伸縮装置取替設計（3 橋） 4) 剥離防止対策設計（3 橋） 5) 橋脚補修設計（1 橋）
	2	納 期 限	令和 3 年 3 月 31 日
	3	予 定 価 格	事後公表
	4	入札保証金	要：入札金額の 100 分の 5 以上とする。 免除規定：韮崎市財務規則（平成 28 年規則第 18 号）第 102 条
競争入札 参加資格	1	名 簿 登 録	韮崎市入札参加者名簿（土木関係建設コンサルタント業務：道路）に登録されている者
	2	地 域 要 件	山梨県中北建設事務所管内に本社・本店がある者

【 入札に関する共通事項 】

日程等	1	公告日	令和3年1月5日
	2	設計図書等公開期間	令和3年1月5日～2月3日（市ホームページ上で公開）
	3	質問提出期限	令和3年1月25日
	4	入札参加申出受付期間	令和3年1月5日～2月1日 午後3時
	5	入札書受付日時	令和3年2月4日 午前10時00分
	6	入札会場	蕪崎市役所 4階 大会議室
	7	落札者発表予定日	令和3年2月5日（市ホームページ上で公表）
入札方法		指定の様式による入札書を持参	
提出書類	1	入札参加申出時	一般競争入札参加資格確認資料（様式2） ※ 様式は蕪崎市オフィシャルホームページよりダウンロードすること
	2	入札時	競争入札参加資格要件を満たしていることが確認できる書類の写し
			配置予定管理技術者、照査技術者の資格者証の写し
		<ul style="list-style-type: none"> 入札保証金領収済み納付書の写し 又は 入札保険証券等 入札保証金請求書（蕪崎市へ入札保証金を納入した場合） 入札保証金の免除を希望する場合は、実績要件を満たしていることが確認できる契約書の写し（過去2年以内の契約で2件以上） 	
支払条件		(1) 前金払：適用（契約金額の3割以内）	
その他		II 一般競争入札（事後審査型）公告共通事項をご確認ください。	
問い合わせ先	〒407-8501 山梨県蕪崎市水神1丁目3番1号 蕪崎市 総務課 契約管財担当 電話 0551-22-1111（内線）336 e-mail : keiyaku@city.nirasaki.lg.jp		
	<p>【 設計図書の内容に関する事項 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に添付したフォームにより、電子メールにより質問すること。 質問に対する回答は、入札の前日までその内容を蕪崎市オフィシャルホームページで公表する。（電子メール送信後、必ず電話により受信の確認を行うこと。） 書式等は、必ず添付の質疑回答書 書式（エクセルファイル）を用いること。（記入方法は、書式の下に記載してある「注意事項」に従うこと。） 質疑回答は、入札日の前日までに蕪崎市オフィシャルホームページに掲載する。 		

II 一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 一般競争入札の参加資格

蕪崎市における入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告の日から落札者決定までの間((3)、(4)にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 一般競争入札（事後審査型）公告個別事項(以下「個別事項」という。)の「競争入札参加資格」に記載した条件を全て満たす者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日の 6 月前の日から落札者決定までの間に、手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (4) この公告の日の 2 年前の日から落札者決定までの間に、不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 納付すべき各種税金に滞納がない者であること。

2 入札参加申し出受付期間及び申し出方法

- (1) 受付期間「入札に関する共通事項」(以下「共通事項」という。)に記載の期間のうち「蕪崎市の休日を定める条例」(平成 1 年 3 月 23 日 条例第 10 号)に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、最終日は午後 3 時までとする。
- (2) 申出方法は、蕪崎市役所 3 階総務課 契約管財担当への持参、郵送又は電子メールとし、提出書類は「共通事項」記載の一般競争入札参加資格確認資料のみとする。なお、入札保証金納付書が必要な場合は、その旨を申し出ること。

3 入札参加資格の確認等

入札参加資格は、開札後、落札候補者についてのみ参加資格の確認を行い、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、原則として開札日の翌日までに行う。

4 苦情申し立て

- (1) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページの入札結果にその理由を付して公開する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合は、書面で質問すること。
- (3) 蕪崎市長は、(2)の手続きにより詳細な説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内(市の休日を含まない。)に、同ホームページに回答する。
- (4) (3)の回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日から 7 日目(市の休日を含まない。)の午後 5 時まで、書面により市長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、書面は下記に持参すること。

蕪崎市総務課 契約管財担当

蕪崎市水神 1-3-1 電話 0551-22-1111 内線 336

- (5) (4)の再苦情の申し立てがあった場合、市長は申し立ての翌日から起算して7日(市の休日を含まない。)以内に、その結果を申し立て者に回答する。

5 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札予定日時 : 「共通事項」に記載のとおり

- (2) 入札方法

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。(契約にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。)

入札書は、「共通事項」指定の日時に指定の場所へ持参し、入札検収担当の面前で所定の箱に投函すること。提出書類は封筒に封入のうえ入札書と同時に提出すること。封筒には件名、契約番号、応札者名称を記載すること。

開札は、入札書提出の締め切り後「共通事項」指定の時刻に即日開札する。

- (3) 入札の無効

ア この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、一般競争入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札時において「1」の一般競争入札の参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

イ アに掲げるほか、入札の心得第6条に該当する入札は無効とする。

- (4) 入札不調の場合は、原則、再度公告を行うものとする。

- (5) 落札者の決定は、開札後入札金額の低い順に、また入札価格が同額の場合は、くじ引きにより落札候補者を1位から3位までの序列を付け発表し、提出書類の審査及び入札参加資格の確認等を経て行う事後審査型とする。

- (6) 入札参加者は、入札の心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

6 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「1」に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。

- (2) 最低制限価格 : 無

- (3) 入札保証金 (入札金額の5/100以上)は、入札の前日までに納付する。

ただし、蕪崎市財務規則第102条の規定に該当する者は、これを免除する。

- (4) 契約書作成の要否 : 要 (契約書・契約条項・設計図書は、蕪崎市が提供するものを使用すること。)

- (5) 一般競争入札参加資格確認資料等の作成説明会及びヒアリングは行わない。

- (6) 現場説明会は行わない。

- (7) 入札参加資格の申請を行った者は、「1(2)~(6)」の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。

- (8) 入札参加資格確認資料に、虚偽の記載をした業者又は入札参加資格申請時に、「1(2)~(6)」の要

件を満たさないにもかかわらず応札した業者については、指名停止を行うことがある。

(9) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(10) 災害その他の事情により、入札執行に障害が発生したと認める場合は、入札日時を延期することがある。